

## 広島県重要文化財の指定について

〔令和 2 年 4 月 17 日〕  
文化財課

## 1 概要

広島県教育委員会は、令和 2 年 3 月 23 日、広島県文化財保護条例（昭和 51 年広島県条例第 3 号）第 3 条第 1 項の規定により広島県重要文化財に指定した。

## 2 広島県重要文化財に指定した文化財

- (1) 種 別 広島県重要文化財（彫刻）  
 (2) 名 称 もくぞうみろくぼさつざぞう 木造弥勒菩薩坐像 もくぞうふどうみょうおうざぞう 及び もくぞうあいぜんみょうおうざぞう 木造不動明王坐像・木造愛染明王坐像  
 (3) 員 数 3 軀  
 (4) 時 代 南北朝時代（14 世紀）  
 (5) 所在地 福山市草戸町 1473 番地 明王院  
 (6) 所有者 宗教法人明王院  
 (7) 内 容

本文化財は、南北朝時代（貞和 4 年〔1348〕）創建の明王院五重塔（国宝。以下「五重塔」という。）初層に安置される。

中央の弥勒菩薩像は、端正な慈悲相を表し、ゆったりとした構えに格調の高さを示す。着衣にはきりかね截金や盛り上げ彩色による文様が施され、装飾的にまとめられる。

不動明王像・愛染明王像は、ふんぬ忿怒の形相をよく表し、肉身や着衣には丹念に施された華麗な彩色・文様が残る。

いずれも小像ながら、彫技や装飾が繊細で巧みであり、仏師の高い技術と優れた造形感覚が認められる。

特に、各像の着衣に見られる彩色・文様は、五重塔内荘厳画とほぼ同様ものとして違和感がなく、五重塔の創建に近い時期の造像になると考えられる。

この三軀の組合せは、県内唯一の制作時期が中世に遡る作例であり、また、県内の国・県指定文化財の彫像の中で、弥勒菩薩像・愛染明王像はない。

以上のことから、本文化財は、制作優秀であるとともに、五重塔とも共通する制作当初の装飾が良好に残る、稀少な像種の組合せであることから、貴重な作品であると評価できる。



木造愛染明王坐像

木造弥勒菩薩坐像

木造不動明王坐像



五重塔内安置状況

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

令和2年4月17日現在

国指定文化財			県指定文化財			合計
種別(種類)		件数	種別(種類)		件数	
国宝	建造物	7				7
	絵画	2				2
	工芸品	16				16
	書跡・典籍・古文書	1				1
	小計	26				26
重要文化財	建造物	56	重要文化財	建造物	45	101
	絵画	11		絵画	51	62
	彫刻	44		彫刻	94 (+1)	138 (+1)
	工芸品	61		工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20		書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4		考古資料	18	22
	歴史資料	4		歴史資料	4	8
	小計	200		小計	318 (+1)	518 (+1)
重要無形文化財		0	無形文化財		3	3
重要有形民俗文化財		7	有形民俗文化財		5	12
重要無形民俗文化財		4	無形民俗文化財		67	71
記念物	特別史跡・特別名勝	1	記念物			1
	特別史跡	1				1
	特別名勝	1				1
	特別天然記念物	1				1
	史跡	25		史跡	125	150
	名勝	7		名勝	6	13
	天然記念物	15		天然記念物	116	131
				名勝天然記念物	1	1
	小計	51		小計	248	299
重要伝統的建造物群		3				3
合計		291	合計		641 (+1)	932 (+1)
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財						11
選定保存技術						1
登録文化財		登録有形文化財				254
		登録記念物				3

※1 網かけ部分が今回指定した文化財に関係する部分である。

※2 件数は、今回指定後のものである。( )は変更件数。

※3 令和元年11月15日答申及び令和2年3月19日答申の登録有形文化財20件(未告示)は含まない。